

一項第一号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭(以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。)をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定が準用される前項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者(同項の規定により準用される同法第二十二条(第一号を除く。)の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条(第一号から第六号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4・5 省 略

(引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免稅)

第九十条の四の三 省 略

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定

一項第二号及び第四号を除く。)の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定

一項第二号及び第四号を除く。)の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定

(引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免稅)

第九十条の四の三 同 上

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)及び第二十三条(第一項第二号及び第四号を除く。)の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定

者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4・5 省 略

（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付）

第九十条の五 省 略

2・4 省 略

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売

めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4・5 同 上

（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付）

第九十条の五 同 上

2・4 同 上

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは

若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油又は石油化学製品(第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。)の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条(第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。)の規定が準用される前項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者(同項の規定により準用される同法第二十二条(第一号を除く。)の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十六条第一項の規定を適用する。

7 省略

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九条の六 農林漁業を営む者が、平成二十四年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものを政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納稅者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に)還付する。

2 石油石炭税法第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油(以下この項及び次項において「重油」という。)を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油又は石油化学製品(第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。)の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定が準用される前項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者(同項の規定により準用される同法第二十二条(第一号を除く。)の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十六条第一項の規定を適用する。

7 同上

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九条の六 農林漁業を営む者が、平成二十三年六月三十日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものを政令で定める方法により購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納稅者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に)還付する。

2 石油石炭税法第二十三条(第一項第二号及び第四号を除く。)の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油(以下この項及び次項において「重油」という。)を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「重油」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十三條（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4 石油石炭税法第二十一條、第二十二條（第一号を除く。）及び第二十三條（第一項第二号及び第四号並びに第三項並びに第四項を除く。）の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十二条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条规定する重油（以下この条並びに第一十三条第一項及び第二項において「重油」という。）の製造者又は販売業者」と、同法第二十三條第一項に規定する重油（以下この条並びに第二十三條第一項及び第二項において「重油」という。）の製造者又は販売業者と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は販売」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十一條及び第二十三條（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二條（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一條に規定する者とそれのみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

とあるのは「重油」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十三條（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4 石油石炭税法第二十一條、第二十二條（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一條中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条规定する重油（以下この条並びに第二十三條第一項及び第二項において「重油」という。）の製造者又は販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は販売」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十一條及び第二十三條（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二條（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一條に規定する者とそれのみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（同表第二七一〇・一九号の一の(3)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。）から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト（以下この条において「石油アスファルト等」という。）を製造する者その他の政令で定める者（以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。）が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成二十五年三月三十一日までに、当該製造場から移出（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に（当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に）還付する。

2-4 省略

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第二十一条の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等（第二十三条规定において「石油アスファルト等」という。）で当該製造

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（同表第二七一〇・一九号の一の(3)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。）から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト（以下この条において「石油アスファルト等」という。）を製造する者その他の政令で定める者（以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。）が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成二十三年六月三十日までに、当該製造場から移出（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に（当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に）還付する。

2-4 同上

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第二十一条の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等（第二十三条规定において「石油アスファルト等」という。）で当該製造場にお

造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならない。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物（以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。）をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三条第一項第一号中「これらの者」とあるのは、「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同条第一項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

7 省 略

第九十条の七 省 略

2 省 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・五 省 略

六 前条第三項の規定による書類を提出せず、又は偽りの書類を提出した者

4・5 省 略

（航空機燃料税の特例）

第九十条の八 航空機燃料税法第一條第一号に規定する航空機に、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間に積み込まれる航空機燃料に係る

いて製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならない。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物（以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。）をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三条第一項第一号中「これらの者」とあるのは、「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

7 同 上

第九十条の七 同 上

2 同 上

3 同 上

一・五 同 上

六 前条第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

4・5 同 上

航空機燃料税の税率は、同法第十一條の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万八千円とする。

(沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八の二 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項において「沖縄」という。）以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項において同じ。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この条及び次条において「航空機」という。）で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条及び次条において「沖縄路線航空機」という。）に、平成二十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一條及び前条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき九千円とする。

2 沖縄路線航空機が、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び次条第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一般国内航空機」という。）となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合は、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 一般国内航空機が、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に前条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなす。

(沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項において「沖縄」という。）以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この節において「航空機」という。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「航空機」という。）で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。）に、平成二十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一條の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2 沖縄路線航空機が、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び次条第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一般国内航空機」という。）となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合は、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 一般国内航空機が、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなす。

し、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす」ことの場合は、「当該航空機に係る航空機燃料税の税率は、第十二条及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）の規定にかかわらず、同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率とする」とする。

5・6 省略

（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第一百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成二十六年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十二条及び第九十条の八の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千五百円とする。

2 特定離島路線航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみ

をされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に係る航空機燃料税の税率は、第十二条及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）の規定にかかわらず、同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率により計算した金額とする」とする。

5・6 同上

（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第一条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第一百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成二十三年六月三十日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十二条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率により計算した金額とする。

2 特定離島路線航空機が、平成二十三年六月三十日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみ

みなし、かつ、第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機が、平成二十六年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成二十六年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす」である。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、第十二条及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）の規定にかかるらず、同法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率とする」とする。

7・8 省略

（自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 平成二十二年四月一日以後に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定（自動車重量税率法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。

なし、かつ、航空機燃料税法第十二条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、平成二十三年六月三十日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、平成二十三年六月三十日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十二条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機が、平成二十三年六月三十日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

7・8 同上

（自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 同上

) を受ける検査自動車（第九十条の十二第一項各号に掲げる検査自動車を除く。）及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかるわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項

に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車

イヽニ 省 略

二 省 略

（自動車重量税の免税等）

第九十条の十一 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十一年四月一日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

一・二 省 略

三 電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の財務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二

条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので財務省令で定めるもの

四・五 省 略

二・四 省 略

（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

第九十一条 平成九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（

イヽニ 同 上

二 同 上

（自動車重量税の免税等）

第九十条の十二 同 上

三 電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の財務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので財務省令で定めるもの

四・五 同 上

二・四 同 上

（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

第九十一条 平成九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（

(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。) 又は同表第一号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一・六 省 略

（利子税の割合の特例）

第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一・二 省 略

三 相続税法第五十一条の二第一項第二号口及びハ、第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項
2・5 省 略

（利子税の割合の特例）

第九十三条 同 上

一・二 同 上

三 相続税法第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項
2・5 同 上

（延滞税の割合の特例）

第九十四条 国税通則法第六十条第二項及び相続税法第五十一条の二第一項第三号に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（次項において「特例基準割合適用年」という。）においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2・3 省 略

（特別還付金の支給）

第九十七条の二 税務署長は、第四十一条の二十の二第二項第一号に規定する対象

一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。) 又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一・六 同 上

（利子税の割合の特例）

一・二 同 上

三 相続税法第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項
2・5 同 上

（延滞税の割合の特例）

第九十四条 国税通則法第六十条第二項に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（次項において「特例基準割合適用年」という。）においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2・3 同 上

保険年金（以下この条において「対象保険年金」という。）に係る同項第二号に規定する保険金受取人等（以下この項及び次項において「保険金受取人等」という。）に該当する者（当該保険金受取人等に該当する者が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日（以下この条において「改正法施行日」という。）前に死亡している場合にあつては、その相続人（包括受遺者を含む。以下この条において「特定相続人」という。）以下この条において「対象年金受給者等」という。）に対し、当該保険金受取人等である者（第三項において「対象年金受給者」という。）又は当該特定相続人に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において「特定被相続人」という。）の平成十二年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得（所得税法第百六十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額について所得税を課すとしたならば当該金額につき課されることとなる所得税に相当する給付金（以下この条において「特別還付金」という。）を支給する。ただし、当該対象年金受給者等（特定相続人があつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この項において同じ。）の当該特別還付金の対象となる年分の所得税について次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 当該対象年金受給者等がその年分の所得税につき確定申告書（第二条第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、又は国税通則法第二十五条の規定による決定（以下この条において「所得税額の決定」という。）を受けている場合において、当該確定申告書又は所得税額の決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき同条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第五項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）に関し更正をすることができるとき（同法第七十条第五項の規定による場合を除く。）。
- 二 当該対象年金受給者等のその年分の所得税につき国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する期限後申告書を提出することができる場合

2) 特定対象保険年金（その者に係る対象保険年金で特別還付金の対象となる年分の所得税について改正法施行日において前項各号に掲げる場合に該当するもののうち、改正法施行日から一年を経過する日までの間に当該各号に掲げる場合のい

すれにも該当しないこととなるものをいう。）に係る保険金受取人等に該当する者に係る同項の規定の適用については、同項中「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日（以下この条において「改正法施行日」という。）」であるのは、「次に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなる日」とする。

3 特別還付金の支給を受けようとする者は、改正法施行日から起算して一年を経過する日までの間（第十一項において「請求期間」という。）に、当該特別還付金に係る対象保険年金に関する事項、当該特別還付金の額、その計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「特別還付金請求書」という。）を、当該特別還付金に係る対象年金受給者の所得税の納稅地又は特定相続人に係る特定被相続人のその死亡の日の属する年分の所得税の納稅地の所轄稅務署長（以下この条において「所轄稅務署長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該特別還付金請求書には、当該特別還付金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類及び当該特別還付金の額の計算に関する明細書（第十二項において「添付書類」という。）を添付しなければならない。

4 対象年金受給者等が特別還付金請求書を提出する前に死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。）は、当該対象年金受給者等に係る特別還付金請求書を提出することができる。この場合において、特別還付金請求書の提出について前項の規定を準用する。

5 特別還付金の額は、次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 平成十五年分以後の各年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該対象年金受給者等（特定相続人にはつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この号において同じ。）がその年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は所得税額の決定を受けている場合（1）に掲げる金額から（2）に掲げる金額を控除した金額に相当する金額、（1）に掲げる金額又は（2）に掲げる金額が（1）に規定する還付金の額である場合には、（1）に掲げる金額又は（2）に掲げる金額を零から差し引いた額を当該（1）に掲げる金額又は（2）に掲げる金額として計算するものとし、当該相当する金額が零以下である場合には零とする。）

(1) 当該確定申告書又は所得税額の決定に係る所得税額等（国税通則法第二条第六号ニに掲げる納付すべき税額又は同号ホに掲げる還付金の額に相当する税額（以下この号において「還付金の額」という。）をいう。以下この号において同じ。）（当該所得税額等につき同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の所得税額等）

(2)

当該確定申告書又は所得税額の決定に係る年分の対象年金受給者等の所得税法第二十二条第二項に規定する総所得金額（口において「総所得金額」という。）の計算につき、保険年金所得に係る適用後雜所得金額（当該保険年金所得につき政令で定める規定により計算した同法第三十五条第二項に規定する雜所得の金額（以下この号において「雜所得の金額」という。）をいう。口において同じ。）を当該保険年金所得に係る雜所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額

口

イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる金額のうちいづれか多い金額に相当する金額 (1)(ii)に掲げる金額が還付金の額以外のものである場合には零とし、(1)(ii)に掲げる金額が還付金の額である場合には当該還付金の額を限度とする。)

(1) (i)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した金額に相当する金額 (i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額が還付金の額である場合には、(i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額を零から差し引いた額を当該(i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額として計算する。)

(i) 当該対象年金受給者等のその年分の総所得金額の計算につき、保険年金所得に係る適用前雜所得金額（当該保険年金所得につき所得税が課されない部分の金額について所得税を課すとした場合の雜所得の金額として政令で定める規定により計算した金額をいう。(2)において同じ。）を当該保険年金所得に係る雜所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額

(ii) 当該対象年金受給者等のその年分の総所得金額の計算につき、保険年金所得に係る適用後雜所得金額を当該保険年金所得に係る雜所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額

当該対象年金受給者等のその年分の保険年金所得に係る適用前雜所得金額から当該保険年金所得に係る適用後雜所得金額を控除した金額（次号において「保険年金所得減少額」という。）の百分の十に相当する金額

二 平成十二年から平成十四年までの各年分 次に掲げる場合の区分に応じそれ

ぞれ次に定める金額

イ 当該対象年金受給者等（特定相続人につては、当該特定相続人による特定被相続人。以下この号において同じ。）に係る対象保険年金の最終の支払の日の属する年分（以下この号において「最終支払年分」という。）が平成十五年分以後のいずれかの年分である場合 当該対象年金受給者等のその年分の対象保険年金に係る保険年金所得減少額にみなし特別還付金割合（当該対象年金受給者等の平成十五年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額のうちに当該保険年金所得に係る次に掲げる金額のいずれか多い金額（以下この号において「みなし特別還付金基準額」という。）の占める割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する金額

(1) 前号ロ(1)に掲げる金額

(2) 前号ロ(2)に掲げる金額

ロ 当該対象年金受給者等に係る対象保険年金の最終支払年分が平成十二年から平成十四年までのいずれかの年分である場合 当該対象保険年金に係る次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額

(1) 最終支払年分 当該対象年金受給者等に係る当該最終支払年分の保険年金所得を当該対象年金受給者等に係る平成十五年分の保険年金所得とみなして計算した場合におけるみなし特別還付金基準額

(2) 最終支払年分以外の年分 当該対象年金受給者等に係るその年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額に当該対象年金受給者等に係る当該最終支払年分の保険年金所得を当該対象年金受給者等に係る平成十五年分の保険年金所得とみなして計算した場合におけるみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額

6

所轄税務署長は、特別還付金請求書の提出があつた場合には、当該特別還付金請求書に記載された特別還付金の額、その計算の基礎となる金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、特別還付金を支給し、又は支給しない旨の決定（支給する旨の決定にあつては、その額（当該特別還付金請求書に記載された特別還付金の額を限度とする。）の定めを含む。以下この条において同じ。）を行わなければならない。

7 所轄税務署長は、前項の規定により特別還付金を支給する旨の決定を行つた場合には、当該決定に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、理由を付して、

特別還付金を支給する旨及びその支給する特別還付金の額を書面により通知するとともに、当該特別還付金を支払うものとする。

8| 所轄税務署長は、第六項の規定により特別還付金を支給しない旨の決定を行つた場合には、当該決定に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、理由を付して、特別還付金を支給しない旨を書面により通知するものとする。

9| 第六項の規定による特別還付金を支給する旨の決定を受けた者は、当該決定を受けたときにおいて、当該決定に係る額の特別還付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

10| 所轄税務署長は、特別還付金の支払をし、又は充当（国税通則法第五十七条の規定による充当をいう。以下この条において同じ。）をする場合には、次の各号に掲げる特別還付金の区分に従い、当該各号に定める日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合（第九十三条に規定する各年の特例基準割合（以下この項及び第二十二項において「特例基準割合」という。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））を乗じて計算した金額（以下この条において「加算金」という。）をその支払をし、又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

— 第五項第一号に掲げる年分に係る特別還付金 次に掲げる特別還付金の区分に応じそれぞれ次に定める日数

イ|

第五項第一号イに掲げる場合に該当する対象年金受給者等に係る特別還付金 当該特別還付金を当該特別還付金に係る年分における国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等と、第六項又は第十五項の規定による決定（同項の決定にあつては、第十二項に規定する変更決定請求書に基づくものに限る。）を同法第五十八条第一項第二号に規定する更正の請求に基づく更正とみなした場合における同項に規定する日数（当該特別還付金の計算の基礎となる第五項第一号イ(2)に掲げる金額が同号イ(1)に規定する還付金の額であつて、かつ、当該還付金の額の基礎となる金額が所得税法第二十条第一項第八号又は第一百二十三条第二項第八号に掲げる金額に相当する金額である場合には、これらの規定に規定する予納税額の納期限の翌日から当該特別還付金の支払のための支払決定の日又は当該特別還付金につき充当をする日（同日に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下この項において「特別還付金支払決定日」という。）までの期間の日数（当該特別還付金に係る年分の所得税の確定申告書が当該確

定申告書の同法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限後に提出された場合又は当該年分の所得税について所得税額の決定があつた場合には、当該年分の所得税に係る確定申告期限の翌日からその提出の日又はその所得税額の決定があつた日までの期間の日数を除く。))

口 第五項第一号口に掲げる場合に該当する対象年金受給者等に係る特別還付金

当該特別還付金に係る第六項の規定による決定があつた日の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数(当該特別還付金に係る同号口に規定する還付金の額の基礎となる金額が所得税法第二百二十条第一項第八号又は第二百二十三条第二項第八号に掲げる金額に相当する金額である場合には、これらの規定に規定する予納税額の納期限の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数から当該特別還付金に係る年分の所得税に係る同法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限の翌日から当該特別還付金に係る第六項の規定による決定があつた日までの期間の日数を控除した日数)

二 第五項第二号に掲げる年分に係る特別還付金 当該特別還付金に係る年分の所得税の所得税法第二十条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数

11

第六項の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特別還付金の額(当該特別還付金の額に申し第十五項の規定による決定(以下この項から第十四項までにおいて「変更決定」という。)があつた場合には、当該変更決定後の特別還付金の額)の計算の基礎となつた事実についてその内容と相違する事実が判明したことにより、当該特別還付金の額が過少である場合には、請求期間内に限り、特別還付金の額に関し変更決定をすべき旨を請求することができる。

12

前項の規定による変更決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類(以下この条において「変更決定請求書」という。)を所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該変更決定請求書には添付書類を添付しなければならない。

一 その請求に係る変更決定前の特別還付金の額

二 その請求に係る変更決定後の特別還付金の額

三 その変更決定の請求をする理由

四 その変更決定の請求をするに至つた事情の詳細

五 第二号に掲げる金額の計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項

第六項の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特別還付金の額(当該特別還付金の額に関し変更決定があつた場合には、当該変更決定後の特別還付

13

金の額)が過大である場合には、当該特別還付金の額に関し変更決定をすべき旨を請求することができる。」の場合において、前項の規定は、当該請求について準用する。

14 所轄税務署長は、第十一項又は前項の請求があつた場合には、その請求に係る

変更決定請求書に記載された事項について調査し、変更決定をし、又は理由を付して、変更決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知するものとする。
15 所轄税務署長は、第六項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした特別還付金の額が過大又は過少であることを知つた場合には、その調査により当該決定に係る特別還付金の額を変更する旨及びその変更後の特別還付金の額(以下この項において「変更後の特別還付金の額」という。)の決定をするものとする。この場合において、当該決定が当該決定前の特別還付金の額が増加する変更である旨の決定であるときは、変更後の特別還付金の額は、当該特別還付金に係る特別還付金請求書に記載された特別還付金の額(変更決定請求書の提出がある場合には、当該変更決定請求書に記載された第十二項第一号に掲げる金額)を限度とする。

16 所轄税務署長は、前項の規定による決定(以下この条において「変更決定」と

いう。)を行つた場合には、当該特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、次に掲げる事項を、書面により通知するとともに、当該変更決定前の特別還付金の額が増加する変更決定があつた場合には、第三号イに掲げる金額に相当する特別還付金を支払うものとする。

- 一 その変更決定前の特別還付金の額
- 二 その変更決定後の特別還付金の額
- 三 その変更決定に係る次に掲げる金額

イ その変更決定前の特別還付金の額がその変更決定により増加するときは、

ロ その変更決定前後の特別還付金の額がその変更決定により減少するときは、
その減少する特別還付金の額

ハ 第十項の規定により支払う特別還付金の額に係る加算金があるときは、その加算金のうちロに掲げる特別還付金の額に対応する部分の金額

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項

17 第六項の規定による決定又は変更決定は、改正法施行日から二年を経過した日以後においては、することができない。

18 第十五項の規定による変更決定前の特別還付金の額が増加する変更決定を受け

た者は、当該変更決定を受けたときにおいて、当該変更決定により増加する特別還付金の額の特別還付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

19 特別還付金（加算金を含む。次項から第二十三項までにおいて同じ。）については、所得税を課さない。

20 第十五項の規定による変更決定前の特別還付金の額が減少する変更決定があつた場合において第十六項に規定する書面に記載された同項第三号ロ及びハに掲げる金額に相当する特別還付金を有する者は、当該特別還付金を当該書面が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに國に納付しなければならない。

21 前項に規定する変更決定を受けた者は、同項の規定により納付すべき特別還付金を同項の規定により納付すべき期限（次項において「納期限」という。）までに完納しないときは、延滞金を納付しなければならない。

22 前項の延滞金の額は、特別還付金の納期限の翌日から当該特別還付金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の特別還付金の額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の特別還付金の額に年七・三パーセントの割合（各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））を乗じて計算した額とする。

23 特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、二年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

24 第三項（第四項において準用する場合を含む。）の特別還付金請求書の提出、

第六項の決定、第七項及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項（第十三項において準用する場合を含む。）の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法（第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章（第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。）、第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条、第七十一条第一項、第七十二条第二項及び第三項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第三項を除く。）、第七十四条の二第二項、第一百五条、第一百十七条、第一百九条並びに第一百二十条の規定に限る。）の規定及び国税徴収法（第二章（第

十一條を除く。)、第三章(第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。)

第五章、第六章(第一百五十八条を除く。)、第八章及び第九章の規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第一項	又は決定	若しくは決定又は租税特別措置法第九十七条の二第六項若しくは第十五項(特別還付金の支給)の規定による決定(以下「特別決定」という。)	納稅地(納稅地又は同条第三項に規定する対象年金受給者の所得税の納稅地若しくは特定相続人に係る特定被相続人のその死亡の日の属する年分の所得税の納稅地)
第三十条第二項 又は電源開発促進税	以後	若しくは電源開発促進税又は租税特別措置法第九十七条の二第一項に規定する特別還付金(以下「特別還付金」という。)	納稅地(納稅地又は同条第三項に規定する特別還付金請求書若しくは同条第十二項に規定する変更決定請求書を提出した時以後)